

南林間南一条通り商店街街づくり委員会規約

(名称)

第1条 この会は、南林間南一条通り商店街街づくり委員会（以下「委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 この規約は、第3条に定める区域に住んでいる者並びに土地又は建物の所有者及び占有者（以下「地区住民等」という。）の総意によって林間都市のイメージを受け継ぐ南林間のシンボルゾーンとして周辺住宅の居住環境に配慮しつつ、良好で緑豊かな商業のまち並みを、南一条通り商店街の特徴を生かしながら調和のとれた魅力ある街づくりを積極的に進めることを目的とする。

(区域)

第3条 委員会の、対象区域は大和市南林間一丁目1番地先より同7番地先までの南一条通り商店街に面する区域とする。

(事業)

第4条 委員会の目的達成のため次の事業を行う。

- (1) 地区住民等への街づくり意識啓発に関すること
- (2) 地区の街づくりに関する計画（地区街づくり方針等）の作成及び管理・運営に関すること
- (3) 地区住民等に対して活動内容を別紙に定める連絡体制を用いて会報等で周知するとともに意見を聞くこと
- (4) 南林間南一条通り商店街街づくり協定書（以下「協定書」という。）の管理・運営に関すること
- (5) その他地区の街づくりの推進に必要な活動

2 前項第2号に定める計画の作成を行う場合は、地区住民等の合意を必要とする。

(委員)

第5条 委員は、第3条に定める区域の地区住民等のうちこの委員会の目的に賛同する者とする。

(役員)

第6条 委員会に次の役員を置き、委員の互選によってこれを定める。

- (1) 委員長1名
- (2) 副委員長1名
- (3) 書記1名
- (4) 会計1名
- (5) 監査1名

2 委員長は、会務を総理し、会を代表する。

- 3 副委員長は、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 書記は、会の会議録を記録し、会報等を作成する。
- 5 会計は、会の会計を掌握する。
- 6 監査は、会の会計を監査する。
- 7 役員の任期は、5年とする。ただし、再任は妨げない。なお、欠員が生じた場合における補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第7条 この会の会議は、総会及び役員会とする。

- 2 総会は、年1回開催する。総会は、委員を以て構成し、次の事項を審議する。ただし、必要に応じて臨時に開催することができる。
 - (1) 規約の改正に関する事
 - (2) 事業計画及び収支予算の承認
 - (3) 事業報告及び収支決算の認定
 - (4) 協定の改正に関する事
 - (5) その他委員長が重要と認める事項
- 3 役員会は、必要に応じて開催する。役員会は、役員を以て構成し、次の事項を審議する。なお、開発業者との事前調整の結果を委員に報告する。
 - (1) 協定に基づく開発業者との事前調整に関する事
 - (2) その他委員長が重要と認める事項
- 4 会議は、委員長が召集しその議長となり、構成員の過半数の出席によって成立する。
- 5 会議の議事は、出席者の過半数により決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(協定書の管理・運営)

第8条 開発業者との事前調整は、協定書に基づき役員会が行う。

- 2 開発業者との事前調整の手続きは、別紙様式1に基づき行う。
- 3 開発業者との事前調整の結果を別紙様式2にて開発業者に交付する。

(会計)

第9条 この会の経費は南一条会からの助成その他の収入をもってあてる。

- 2 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(その他)

第10条 この規約に定めるもののほか、この会の運営に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

付則

この規約は、平成11年6月22日から施行します。